

「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について」(第5管理期間、令和2年2月20日変更)(以下、「府計画」という。)の第2「くろまぐろの漁獲可能量について京都府の知事管理量に関する事項」に規定したくろまぐろ30キログラム未満の小型魚の「留保する量」について、下記のとおり、府計画第3の「くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項」のうち本府の定置漁業の割当量に追加する。

令和2年2月27日
京都府知事 西脇 隆俊

記

1 府計画第2「知事管理量」 (トン)

	知事管理量 (現 行)	知事管理量 (今回変更後)
くろまぐろ30キロ未満の小型魚(うち留保する量)	17.4 (1.7)	17.4 (0)

2 府計画第3「採捕の種類別、期間別の小型魚の割当量」 (トン)

採捕の種類	割当量 (現 行)	割当量 (今回変更後)
定置漁業の割当量	14.9	16.6
漁船漁業等の割当量	0.8	0.8

(トン)

	割当量 (当初)	割当量 (今回変更後)
定置漁業	14.9	16.6
うち平成31年4月～令和元年11月	0.0	/
令和元年12月～令和2年3月	14.9	